

平成29年9月吉日

お客様 各位

氷見伏木信用金庫

個人向けインターネットバンキングの ワンタイムパスワード未利用のお客様の振込限度額の引き下げについて

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

近年、お客様のパソコンをウイルスに感染させ、インターネットバンキングのIDや暗証番号等を不正に取得のうえ、お客様の口座から預金を引き出す被害が全国の金融機関で発生しています。

当金庫では、このような不正に預金が引き出される被害を防止するため、この度、ワンタイムパスワード未利用のお客さまについて1日あたりの取引限度額を「10万円」に引き下げさせていただきます。

取引限度額の変更によりお客様にはご不便をおかけすることになりますが、お客様の大切なご預金をお守りするため、当金庫のインターネットバンキング犯罪防止対策にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 取引限度額の引き下げ日

平成29年12月11日（月）

2. 引き下げ後、1日あたりの取引限度額

| | 引き下げ後 | 引き下げ前 |
|---------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| ワンタイムパスワードをご利用いただいているお客さま | 200万円 ^{※1} (変更ありません) | 200万円 ^{※1} |
| ワンタイムパスワードを 未利用 のお客さま | 10万円^{※2} | 200万円 ^{※1} |

※1：200万円を限度額として、お客さまの任意の金額が設定されています。

※2：取引限度額を10万円以下に設定している場合、取引限度額に変更はありません。

3. 対象となる取引

(1) 振込

(2) 各種料金の払込み（ペイジー）

※2つの取引それぞれの限度額となります。

4. ご注意点

- 平成29年12月11日（月）以降に、「ワンタイムパスワード」を登録されたお客さまは、**登録日の翌日**からお客さまが設定された取引限度額、または上記の取引限度額となります。
- 「ワンタイムパスワード」の利用を停止した場合は、即時に取引限度額を「10万円」に引き下げさせていただきます。

以上